

研究ノート「満州国」及び植民地朝鮮における 〈日本〉の〈記憶〉に関する報告（Ⅰ）

—〈移動〉経験の〈記憶〉—

奥 田 浩 司

Research Notes: Report on the Memory of Japan
in Manchukuo and Colonial Korea (Ⅰ):
Memory of the Experience of Moving

OKUDA Koji

1. はじめに

本研究ノートは、科研費の研究課題「韓国における〈日本語経験〉の戦後史—〈記憶〉の継承と断絶をめぐって—」の調査の一部について報告するものである。具体的には、拙稿「『満州国』及び旧植民地における高齢日本語話者へのインタビュー（3）—日本語・日本文化の記憶に関する報告—」¹で示した研究成果を補完・発展させることを通じて、かかる研究課題の一部について検討することを目的とした。

前掲論文では、高齢日本語話者へのインタビューについて、同時代史料及び先行研究を参照して調査をおこなった。高齢日本語話者は、幼少時に植民地朝鮮から「満州国」に移住して小学校時代を過ごした中国朝鮮族の朝鮮人²である。論文では、植民地朝鮮の状況、「満州国」への移住の理由、移住先の村落及び小学校の状況などについて調査し考察を加えた。

本研究ノートではその調査を補い、「図們分館」にかかわる調査を中心に報告を行う。後に言及するが「図們分館」は日本の在外公館であり、「満州国」への渡航者に対する検問、在満朝鮮人の統制に深く関わった施設であると考えられる。

他方、本研究では、一人の高齢日本語話者の〈記憶〉を基にして、言わば同時代状況を可視化することを試みている。そのため周知の史料を参照することもあるが、出来る限り同時代状況を明らかにするためである事を予めお断りしておきたい。

1 『国語国文学報』第80巻、愛知教育大学国語教育講座、2022年3月

2 「朝鮮人」については、当時の呼称を用いた。

加えて言えば、高齢日本語話者の話の内容は、言わば当事者の〈記憶〉である。その〈記憶〉を基に同時代状況を可視化することは、〈記憶〉を共有する試みでもある。その点を踏まえて、研究ノートの題目を「「満州国」及び植民地朝鮮における〈日本〉の〈記憶〉に関する報告（Ⅰ）」とした。

当事者の〈記憶〉そのものを共有することはできないであろう。しかし同時代状況への可視化の試みを通して、〈記憶〉に接近することは可能なのではないだろうか。言い換えれば本研究は、植民地朝鮮に生まれ、「満州国」に〈移動〉した朝鮮人の〈経験〉とその〈記憶〉を忘却の淵から引き上げ、私たちの現在に接続させる試みでもある。

2. 「図們分館」をめぐる状況

先に述べたように、高齢日本語話者は植民地朝鮮から「満州国」に移住した。高齢日本語話者は、以下のように回想している。

1932年生まれ。私は、朝鮮生まれです。1945年8月15日のときに、私は小学校6年生でした。中国では解放前と言いますが、小学校3年生のときに、「満州国」の日本語学校に来ました。延辺の、傑満洞小学校に入学し、5年生まで通いました。6年生のときに、引っ越して春陽というところに行きました。（「満州国」のは、執筆者が補足した）³

終戦時（1945年8月15日）に小学校6年生であることから、高齢日本語話者の家族は、1942年（昭和17年）頃「満州国」に移住したことがわかる。植民地朝鮮から「満州国」への移動について、高齢日本語話者は以下のように回想している。

ともんこうに会館があった。そのとき、一言でも日本語をしゃべっていないと渡らせない。私のお父さんが日本語をちょっとしゃべったんです。しゃべっても、普通は全然話せません。日本人に会ったら、しゃべるのを、私聞いたことがあります。おかさんは実際には全然わかりません。だが、いちにさんしごろとか、その時ただ聞いて、ひとことふたことわかる人が多かったです。あのとき。それで会館を越えるとき、一言でも日本語をしゃべらないと渡らせない、と言った。おかさんは、いちにさんと言った。よし、と言って渡れた。お父さんはですね。おかさんよりはちょっとうまいです。たぶん何を言ったらいいか、全然わからなかった。一時間くらい立っていた。とにかく、重要なところを経過

3 この回想については、前掲「「満州国」及び旧植民地における高齢日本語話者へのインタビュー（3）－日本語・日本文化の記憶に関する報告－」（注1）で報告したが、論旨の都合上、再録した。

するときは、一言でも日本語をしゃべらないと、できない。特に会館は厳しかった。ともんとんよう。私たちが渡ってきたのは、すいこうほという所ところ。中国の向かい側にまはいというところがあります。あそこに会館があった。⁴

まず、「満州国」への移動手段について検討しておきたい。「満州国」への移動手段としては徒歩と列車の二通りが考えられるが、高齢日本語話者の移動は列車によるものと推測される。なぜなら、高齢日本語話者が語った「ともん」「なんよう」「すいこうほ」は駅名に合致するからである。『満州支那 汽車時間表』（ジャパン・ツーリスト・ビューロー、昭和13年）⁵に収録されている路線図を参照すると、「圖們」（「満州国」）、「南陽」「水口浦」（植民地朝鮮）の駅名を確認することができる。

また、高齢日本語話者の家族は朝鮮総督府から「忠良なる皇国臣民」として認められていたと推測されるのであり⁶、これらの点を踏まえると「満州国」への移動は公共交通機関を使用したと考えることが自然ではないだろうか。

高齢日本語話者は、植民地朝鮮から「満州国」へ渡るにあたって「ともんこう」の「会館」で厳しい検問があったと述べている。推測の域を出ないが、「ともんこう」は「圖們江」、会館は「圖們分館」のことではないだろうか。圖們分館の位置がわかる地図⁷を参照すると、分館は駅に隣接している。植民地朝鮮から「満州国」に渡った旅客は、圖們駅か圖們分館で入国の審査を受けたことが推測される。

圖們分館について、国立公文書館・アジア歴史資料センターから入手した史料「在満帝国公館関係雑件／設置関係 第三卷（外務省外交史料館）」⁸を参照し、設立の経緯、目的について報告し検討を加える。本史料には図們分館の開設にかかわる電信、公信が収められている。

「昭和9年4月21日付」の「永井総領事」からの電信⁹（「廣田外務大臣」宛）では、次のよ

- 4 この回想については「満州国」及び旧植民地における高齢日本語話者へのインタビュー（4）－日本語・日本文化の記憶に関する報告－（『国語国文学報』81巻、愛知教育大学国語教育講座、2023年3月）で報告したが論旨の都合上、再録した。
- 5 所収『満州朝鮮復刻時刻表 附台湾・樺太復刻時刻表』、新潮社、2009年。駅名については前掲「高齢日本語話者へのインタビュー（4）－日本語・日本文化の記憶に関する報告－」（注（4））において確認済みであるが、論旨の都合上、再録した。
- 6 「忠良なる皇国臣民」については、前掲「高齢日本語話者へのインタビュー（3）」で報告した。「忠良なる皇国臣民」は言わば表向きの姿であり、実態は異なっていると考えられる。
- 7 地図は本研究ノートの末尾に付している。地図は「1. 図們分館」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B14090373900、在満帝国公館関係雑件／設置関係 第三卷（M.1.3.0.4-1_003）（外務省外交史料館）から入手した。
- 8 前掲（注7）
- 9 電信については、「アジア歴史ニュースレター」（第21号、2016年12月07日発行）を参照した。「アジア歴史ニュースレター」では、画像を示しながら「1行目に本省が受け取った電信の通番があり、その下に「略」と書いてあります。この「略」は、略式の暗号をかけて送付されたことを意味します」とある。「通番」「略」など同様の記述であるため、「電信」であると考えられる。

うに記されている。

昭和 9.4.21 八一〇〇 略 間島 二十日前発 亜

本省 四月二十日後着

廣田外務大臣

永井総領事

第一二一号

本官発満宛電報

第一一六号

圖們分館ノ開設ハ最近同地ノ急激ナル發展振ニ顧ミ在留民保護取締乃至ハ通商関係事務等
ノ処理上此ノ際之ヲ取急クノ必要アリト認メラルルニ付至急御詮議相成度シ尚準備ノ都合
モ有之大体ノ開館日取承知到シタク何分ノ儀回電アリタシ

大臣、局子街へ転電セリ

局子街ヨリ図們へ転報アリタシ¹⁰

「圖們分館」の「開設」が急がれており、その目的は「在留民保護取締」「通商関係事務」にあったことがわかる。なお「略」とあるのは、「アジ歴ニューズレター」¹¹によれば「略式の暗号をかけて送付されたことを意味」している。秘匿性のある連絡であると推測される。「亜」は「亜細亜局」のことである。

「昭和9年8月10日付」の「菱刈大使」からの「廣田外務大臣」宛の電信では次のように記されている。

昭和 9.8.10 一五五二八 略 新京 八日後発

本省 八月八日後着

廣田外務大臣

菱刈大使

第九八二号

本日接到ノ八月四日付官報ニ依レハ新設在外公館ニ関スル関係勅令公布セラレ居ル処右ノ
中綏芬河ニ付テハ奉天宛貴電第一〇八号ヲ以テ興津副領事ノ任命ヲ見タルモ承德及び図們
ニ付テハ如何取運ハレ居ル次第ナリヤ右二箇所ハ現ニ出張員モ駐在シ居リ種々ノ関係ヨリ
開館ヲ急キ居ル事情アルニ付至急在勤任命方御取計ヲ得度何分ノ御回電ヲ請フ
承德、図們へ転電セリ

10 引用に際して、原則、旧漢字は新漢字に改めた。ただし、固有名詞などについては旧字体を使用した場合がある。以下、同様。

11 前掲（注9）

この文面からわかるように「勅令」が「公布」され、「圖們分館」には「出張員」が「駐在」しており、図們分館の「開館」は言わば喫緊の課題であった。なお、この電信にも「略」と記されている。

「圖們分館」が開館されたことは、「昭和9年8月13日付」の「松原主任」から「廣田外務大臣」に宛てた、以下の電信から知ることができる。

昭和9.8.13	五六九二	平 図們	十日後発	亜
		本省	八月十日後発	
		廣田外務大臣		松原主任
		第一号		
		十日図們分館ハ開館事務ヲ開始セリ		
		本電宛先、大臣、大使、間島		

「平」とあるが、「アジ歴ニューズレター」では「暗号がかけられなかった場合」としている。圖們分館が開館した以上、秘匿する必要はないということであろう。

なお圖們分館の開館にかかわり、「昭和九年八月十日付」の公信¹²「圖們分館開館ニ関スル件」もある。公信は、電信とは文面がやや異なっている。さらには「本信送付先」が「外務大臣、在満大使、在満各公館長、在支公使、北平」となっており、中国に駐在していた公使にも送信していたことが確認できる。

「昭和九年八月十四日付」の公信「外務大臣 廣田弘毅」宛では、「開館式」の状況について次のように記されている。

公普通第一号
昭和九年八月十四日
在図們
分館主任 松原久義
外務大臣 廣田弘毅殿

図們分館開館ニ関スル件

12 「公信」については前掲「アジ歴ニューズレター」（注（9））、熊本史雄『近代日本の外交史料を読む』（ミネルヴァ書房、2020）を参照した。「アジ歴ニューズレター」では画像を示しながら「公信の場合は、在外公館長名に、必ず公印が押されます」とある。史料には公印が押されている。ただし、「公信とは電信同様、外務大臣と在外公館長との間で公式にやりとりするもの」としている。この史料では「分館主任」が発信元となっており、その点で疑問が残る。

本件ニ関シテハ不取敢電報ヲ以テ報告申進シ置キタル処其状況左記ノ通此段報告申進ス
記

昭和九年八月十日ヨリ圖們警察分署構内ニ於テ内鮮満各機関代表並在留民及小学校生徒等
約五百名参列ノ上（略）厳肅盛大裡ニ開館式ヲ挙行セリ

挙式ノ順序

- 一、挙式ノ辞
- 二、国旗掲揚、国旗ニ敬礼、君ガ代斉唱
- 三、宮城ニ向テ遙拝
- 四、館長ノ会館宣言
- 五、館長ノ訓示
- 六、来賓代表者祝辞
内地人民会長
憲兵分隊長
満州国川代表（圖們税関長）
- 七、祝電朗読
- 八、万歳三唱
- 九、閉式ノ辞
- 一〇、祝宴

在外公館である以上、当然のことではあるが、「国旗掲揚」「宮城遙拝」とあるように図們分館は日本の延長に位置づけられている。

なお同公信の末尾には、参列者が列挙されている。その内、「圖們守備隊長」「圖們憲兵分隊長」「満州国警察署長」などが目を引く。ここから推測されるのは、先に引用した外務大臣宛の電信（昭和9年4月21日付）に記されていた通り、圖們分館開設の目的は「通商関係」はもとより、「留民保護取締」にもあったことである。

他方、参列者には「朝鮮人居留民会長」が含まれている点も注目される。「朝鮮人居留民会」について、遠藤正敬の研究ノート「満洲国における朝鮮人の就籍問題－治外法権撤廃と無籍朝鮮人対策－」¹³では、以下のように説明している。

13 『アジア経済』52(10)、日本貿易振興機構アジア経済研究所、2011年10月

民会は在満朝鮮人に対する指導統制や、教育・金融・救護などの社会事業を業務とする組織であり、1911年に間島龍井村に創設されたのを発端として、所轄領事館の領事館令により管轄区域ごとに設立された。「朝鮮人居留民会」「朝鮮人会」など名称の若干異なる団体も一般に「民会」と総称され、民会の会長には朝鮮人が任じられた。民会は関東軍および領事館の指導監督を受けていただけでなく、主要財源として民会員から徴収する課金のほかに外務省および朝鮮総督府から補助金を受けるなど官制団体的性格が濃かった。満洲国建国後は民会の毎年度予算は駐満日本大使館の認可を要するものとなり、民会はいっそう日本政府への依存を深めていた。

加えて、遠藤は「関東軍が民会を在満朝鮮人の教化に有効な「内鮮融和」団体として位置づけていた」とする。「朝鮮人居留民会」は、日本政府に近い在満朝鮮人団体であったと考えてよいであろう。

「한국 근대 사료 DB」¹⁴に、「昭和10年3月14日」付けの公信と考えられる以下のような史料が収められている。この史料を見ると、朝鮮総督府から「満洲国」の朝鮮人集落に、各分館を通して「集団部落救済費」の名目で補助金が出ていたことが確認できる。判読の不明な文字もあるが、以下に記しておく。

朝普通第一〇三号

昭和十年三月十四日

在間島

総領事 永井清

朝鮮総督府

外事課長 田中武雄殿

集団部落救済費ニ関スル件

本件ニ関シ（2字不明）御送金ニ係ル金八千円ハ三月五日全額受領致シタル処右ハ（2字不明）集団部落（2字不明）種子購入資金トシテ部落所属ノ各朝鮮人民会ヲシテ貸付シメ貸付金八年利六分元金ハ三ヶ年賦（2字不明）トシ年賦金完済ノトキハ利子相当額ヲ部落ニ交付シ公共ノ（一字不明）ニ充テシムルコトシ三月五日左記ノ通夫々各分館主任宛送金済ニ付御了知相成ルト共ニ別添（6字不明）相成（1字不明）此（1字不明）申（2字不明）

14 「한국 근대 사료 DB」 <https://DB.history.go.kr/modern/main.do> 最終閲覧日 2025/12/01

この公信には、続けて「送付先」「送金額」などの記された表が付されている。判読の難しい文字が多いが記しておく。

送金先	送金額 円	(2 字不明)
延吉分館	七二八	太陽村、仲坪、(2 字不明) 村、石門内 一部落当一八二円宛
百草溝分館	二、四七〇	北 (3 字不明)、(1 字不明) 角楼、五 (一字不明) - 一部落当七〇〇円宛 牡丹川、小百草溝 - 一部落当一八二円宛
(二字不明)分館	二、八二八	(三字不明)、(三字不明)、牛心山 - 一 部落当七〇〇円宛 (三字不明)、長仁江、土山子、青山里 - 一部落 当一八二円宛
図們分館	一八二	石頭河 - 一八二円
琿春分館	七二八	大平溝、(二字不明) 山、塔子溝、駱駝河子 - 一部落 当一八二円宛
名月溝分署	三六(一字不明)	(三字不明) 溝、倒木溝 - 一部落当一八二円宛
銅仏寺分署	七〇〇	(一字不明) 仏寺 - 七〇〇円
計	八、〇〇〇	

本 (一字) 写送付先

外務大臣 在満大使 高尾事務官

この公信に記されている人物について、『日本官界名鑑』（昭和 12 年版）¹⁵ から補足しておく

15 日本官界情報社編、日本官界情報社、1936 年、国立国会図書館デジタルコレクションから入手した。

たい。「永井清」については以下のように記されている。

永井清 従五勲四 総領事

(略) (明治)¹⁶ 四十二年東京帝大法科大学卒業同年任外務(一字不明) 大正六年外交官及領事官試験ニ合格爾来領事館補副領事公使館三等書記官奥国在勤同二等書記官領事長春在勤兼関東庁事務官兼朝鮮総督府事務官公使館二等書記官奥国在勤ハンガリー国兼(一字不明) 昭和五年公使館一等書記官同七年総領事間島在勤等ヲ経テ現時帰朝中ナリ

永井は、欧州、満州、朝鮮総督府でキャリアを積んだ外務官僚である。「田中武雄」については以下のように記されている。

田中武雄 正五勲四 朝鮮総督府事務官 総督官房外事務課長

(略) (明治) 二十四年明治大学法科卒業長野県警部補拝命後高文合格爾来長野県工場監督官補同警部同警視ヲ経テ朝鮮総督府事務官ニ転ジ同道事務官同府事務官ニ歴任ス其間咸鏡北道警察部長警務局高等警察課長同保安課長兼図書課長京畿道警察部長警務局保安課長等ヲ経テ昭和七年現職ニ就ク大正十五年欧米出張ス志那政府ヨリ嘉禾章ヲ受ク

田中は高等文官試験に合格した後、朝鮮総督府事務官となり主に「警察」関係でキャリアを積んだ官僚である。

「高尾」は高尾甚造のことであると推測される。「朝鮮総督府事務官兼外務事務官 総督官房外事課兼東亞局第二課勤務」とあり、経歴は以下のようになっている。

(略) 大正八年東京帝大法学部政治科卒業同十年高文合格朝鮮総督府(一字不明) 拝命同十三年同府道理事官昭和三年事務官同四年兼外務事務官忠清南道咸鏡北道各警察部長等歴任ジ現時前記ノ官タリ

高尾は、高等文官試験に合格した後、植民地朝鮮で文官としてのキャリアを形成している。田中と同様、植民地朝鮮について知悉している総督府官僚であると言ってよいであろう。在満朝鮮人への対応について、植民地朝鮮の状況に知悉している外務官僚、朝鮮総督府官僚が情報を共有していたことが確認できる。

見てきたように、日本政府は、民会や「集団部落救済費」などを通して、在満朝鮮人に関与

16 括弧内は執筆者による。以下、同様。

していた。ここで押さえておきたいのは、在満朝鮮人への関与は、あくまで日本政府の都合によるものであったことである。遠藤は「集団部落」について以下のように指摘している。

（略）朝鮮総督府は間島における朝鮮人の浮動化を防ぎ、定住化を図ることで「匪賊」化を抑止する目的から 1933 年より散在する朝鮮人を集住させ、自衛団を結成して治安肅正にあたらせる「集団部落」を建設し、1934 年 10 月までに満洲国と共同して計 40 部落が建設されていた。¹⁷

「集団部落」は朝鮮総督府が「匪賊」対策のために形成したものであった。「集団部落」について 金永哲『「満州国」期における朝鮮人満州移民政策』¹⁸を参照しておきたい。金の考察を参照することで、「集団部落」の性格がより鮮明に見えてくる。金によると、満州事変によって「混乱状態に陥」った在満朝鮮人は「日本軍の勢力範囲である各都市、とりわけ満鉄沿線の大都市へ避難」した。その理由について、金は次のように指摘している。

当時、「地方に於て鮮農が漢人避難者の空房を襲ひ、家財を掠奪する」など、一部「不良」在満朝鮮人の悪徳行為が大規模に宣伝され、これが朝鮮人への迫害につながったことと、朝鮮人を「日本人の満州侵略の先兵」とする旧東北政権の長期にわたる宣伝が、朝鮮人迫害も「抗日救国」行為であると一般の中国人民衆（特に旧東北軍人ら）に認識されたこと、をその背景として指摘できる。¹⁹

日本政府は、朝鮮人避難民に対して、「外務省主導下において警察官の保護による朝鮮人避難民の原地機関事業を迅速に完成させ、帰還不能者は朝鮮総督府と東亜勸業の協力の下で、彼らを「適当ノ耕地」に集団移住」²⁰させようとする。そのため外務省は朝鮮人民会などを通じて支援をおこなう。

外務省による帰還事業は終了し、朝鮮総督府が事業を継続する。金は以下のように述べている。

（略）外務省主導の原地帰還事業は一九三三年九月をもって終了したものの、在満朝鮮人避難民問題のすべてが解決されたわけではなかった。満鉄沿線の各都市にはまだ大量の原

17 前掲（注 13）

18 『「満州国」期における朝鮮人満州移民政策』、昭和堂、2012 年

19 前掲（注 18）、24 頁

20 前掲（注 18）、28 頁

地帰還不可能の者が滞留し、彼らの救済は前記のように朝鮮総督府の担当事務であり、それを解決するために、総督府が打ち出した「応急対策」が安全農村と集団部落の建設である。²¹

金の指摘から確認されるように、「集団部落」の形成は満州事変によって引き起こされた事態であった。先に見た「集団部落救済費」の背景には、このような「在満朝鮮避難民問題」の歴史があったわけである。

高齢日本語話者は小学校時代3年の時に植民地朝鮮から「満州国」に移住し、家族は「傑満洞」という間島地方の僻村で農民として暮らす²²。これまでの調査（注3）で報告したように、「傑満洞」の集落には「朝鮮人民会」のあったことが確認できる。移住した集落は「集団部落」として形成されたものであったと推測される。

ただし、在満朝鮮人をめぐる状況には様々な変化がある。遠藤は「治外法権撤廃によって日本の行政権が満洲国に委譲されることになり、「在満朝鮮人を「現地邦人」としてその公共事務を担当してきた民会も不要」となり、「朝鮮人居留民会」は「満洲国、関東軍、外務省、協和会等の協議により1937年11月30日をもって解散することが決定された」²³としている。したがって、高齢日本語話者が移住した村落に「朝鮮人民会」は存在しなかったと考えられる。

しかしだからと言って、日本政府にとっての在満朝鮮人の位置づけが変わったことにはならないであろう。在満朝鮮人は、「満州国」を統制・維持する上で有用な存在であることに変わりはないはずである。

朝鮮人の少年には認識され得ないことではあったが、植民地朝鮮から離脱したことは日本からの自由を意味していたわけではなく、「満州国」の朝鮮人として新たな統制下に置かれたことを意味していたのではないだろうか。

本研究ノートはひとまず閉じるが、本稿で論じたことは、1945年以降の朝鮮半島における〈日本語経験〉を検討する上で、視野に収めておくべき〈日本語〉と〈記憶〉と〈経験〉の具体的な在り方である。このことを前提としつつ、「満州国」における朝鮮人と日本人との関係性、日本語の問題などについても同時に議論していく予定である。

【付記】

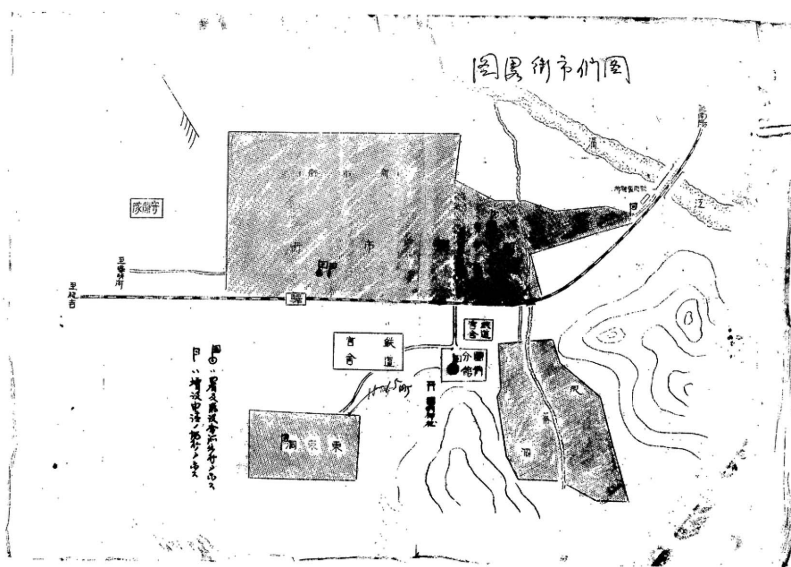
本研究は JSPS 科研費 24K03676 の助成を受けたものです。

21 前掲（注18）、31頁

22 「傑満洞」については、前掲「「満州国」及び旧植民地における高齢日本語話者へのインタビュー（3）－日本語・日本文化の記憶に関する報告－」（注1）で報告した。

23 前掲（注13）

【圖們分館に関連する地図】



M-0160

0026

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.go.jp>